

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エスワティニ	エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画	100,000千円 -----	2020.7.30 プレトリア ア (南ア フリカ) で (同日)	日本側 丸山則夫在エスワ ティニ大使 (南アフリカ にて兼轄) エスワティニ側 ノヤルン ゲロ・マサグラ在南アフリ カ エスワティニ高等 弁務官事務所参事官	2020.8.31 355号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。